

児童扶養手当等の対象者が拡大されます

父子家庭へも 児童扶養手当が支給されます



父子家庭を支給対象としていた児童扶養手当が、平成22年8月分手当から父子家庭にも支給されることになりました。

●児童扶養手当とは?

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・中度以上の障害を有する場合は20歳未満)について、母(父)がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が離婚した児童
- ②母(父)が死亡又は生死不明である児童
- ③母(父)が重度の障がいの状態にある児童
- ④母(父)が1年以上拘禁されている児童
- ⑤母(父)から1年以上遺棄されている児童
- ⑥婚姻によらないで生まれた児童

●手当の月額は?

児童1人のとき

9,050円～4万1720円

児童2人以上の加算額

2人目 5000円加算

※8月～11月分の支給は12月です。
要件に該当した人は、11月30日までに申請すると要件に該当した日の翌月分から支給になります。

3人目以降
一人につき3000円加算

※受給者や扶養義務者等の前年の所得によっては、手当の一部又は全額支給停止となります。

○支給制限があります

次のような場合は手当を受け取ることができません。

- ①公的年金や遺族補償を受けているとき、または受け取ることができるとき
- ②児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ③児童が母(父)の公的年金の加算対象になっているとき

○受付日程・場所
・8月17日(火)
・8月18日(水)～20日(金)
・本庁 1階会議室
・8月23日(月)

○受付時間 9時～19時
・山内支所 2階会議室
・北方支所 2階会議室



問い合わせ
①児童扶養手当
②児童扶養手当の申請
③児童扶養手当の支給

問い合わせ
①児童扶養手当
②児童扶養手当の申請
③児童扶養手当の支給

問い合わせ
①児童扶養手当
②児童扶養手当の申請
③児童扶養手当の支給



担当:松尾

現在、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、毎年8月に現況届・更新の手続きが必要です。この届け出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

該当の方には通知します。

児童扶養手当現況届
ひとり親家庭等医療費助成の
更新手続きをお願いします

【有料広告】

タケトモカイ

武友会 武雄市農業青年クラブ

- 市内の若手農業者で活動するクラブです。部員相互の交流、仲間づくり、地域農業の発展を目的として設立しました
- 市内の保育園を対象として農業体験を実施しています
- 市民や就農希望者に農業・農村の魅力を伝える活動をしています

只今クラブ員を募集しております



田植え体験



芋さし体験

問合せ: 武友会事務局 (農林商工課内)
Tel 23-9335 Fax 23-7102